



平成 20 年 4 月 1 日  
春 号  
(第 14 号)

有限会社 ルミエールケアサービス  
大阪市中央区谷町3丁目1-11  
大晋ビル303  
代表取締役社長 山本さと子  
電話 06-6949-3729  
FAX 06-6949-3776



目 次



- 1、長寿（後期高齢者）医療制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2
- 2、成年後見制度
  - 任意後見制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
  - 法定後見制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3、骨粗しょう症・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～6
- 4、介護シリーズ 13
  - 体位交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 5、円満な介護生活のための10カ条・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 6、平成19年度年間事業実施状況報告・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 7、編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・10



# 平成20年4月から

## 長寿(後期高齢者)医療制度が始まります。

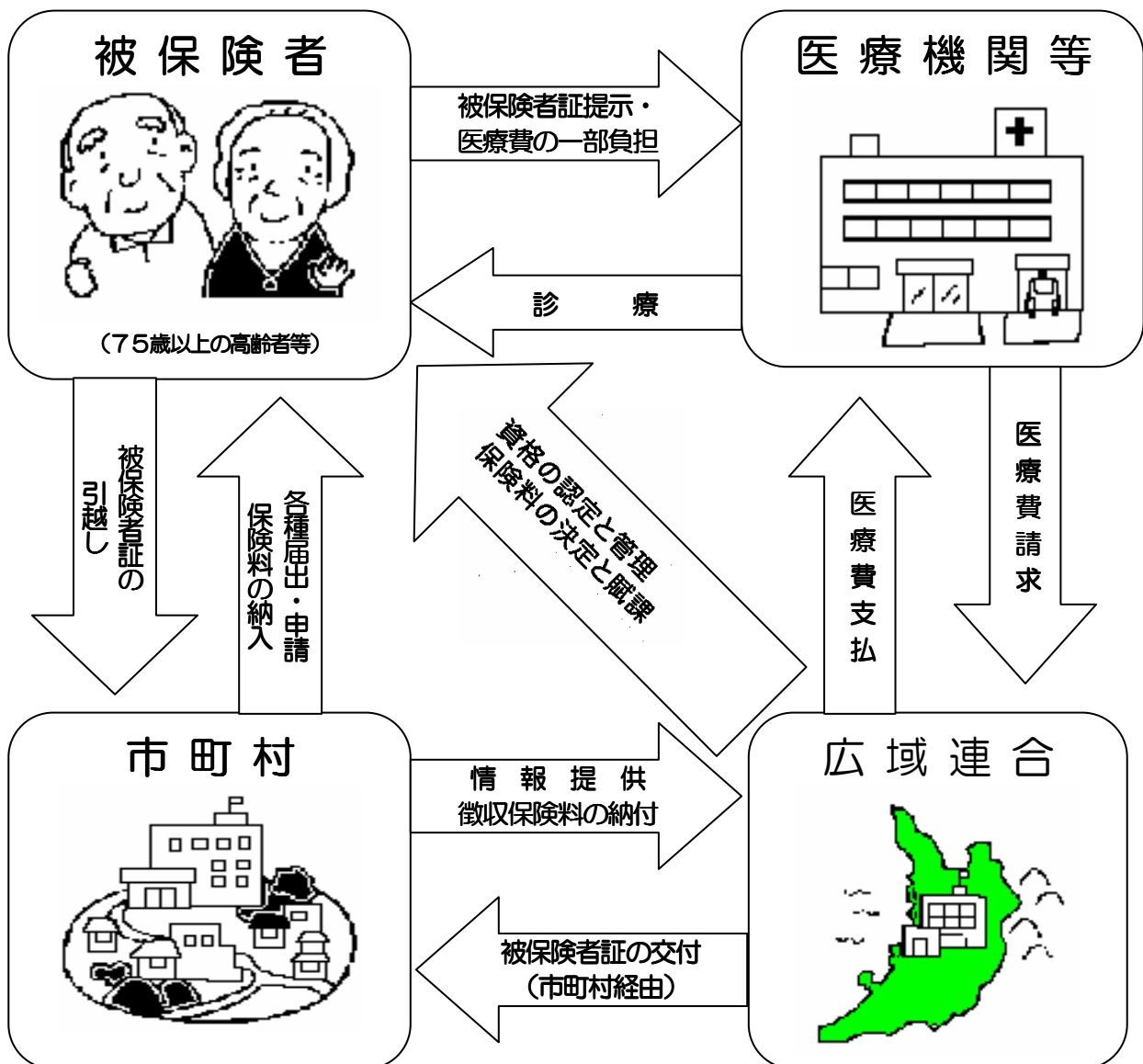
### ○ 長寿(後期高齢者)医療制度のあらまし ○

国の医療制度改革の一環として、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系を実現するため、75歳(一定の障害があると認定された方は65歳)以上の高齢者を対象とする独立した医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されることになりました。

長寿(後期高齢者)医療制度は、全国の都道府県ごとに全市町村が加入して設置する「後期高齢者医療広域連合」が事務を行うことと定められ、大阪府では、「大阪府後期高齢者医療広域連合」が事務を行います。

なお、保険料の徴収と各種届出・申請受付等の窓口業務は市町村が行います。

### 〈後期高齢者医療制度の運用の流れ〉



## □ 被保険者となる方 □

- 大阪府の市町村にお住まいの75歳以上の方全て
- 大阪府の市町村にお住まいの65歳以上75歳未満の方で大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認めた方

※ 老人保険制度が既に障害認定を受けている方は、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたものとみなされ、それまで各医療保険から自動的に長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者として移行されます。

- 他の都道府県の被保険者資格を有する方が大阪府内の市町村に転入したとき（住所地特例は除く）

### 《住所地特例》

被保険者が他の都道府県に住所を移したときは、原則として、転居先の都道府県後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。ただし、福祉施設への入所や長期入院等の事情により他の都道府県に住所を移す場合は、引き続き、住所を移す前の都道府県後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

※生活保護受給者については、生活保護法による医療扶助の支給があるため、生活保護受給期間中は、長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者とはなりません。

## ●広域連合と市町村が行う事務のおもな内容

広域連合の事務	市町村の事務
▲ 被保険者の資格認定・管理	▲ 保険料の徴収
▲ 保険料の決定・賦課	▲ 被保険者証の引渡し
▲ 各種医療給付等	▲ 各種届出・申請受付などの窓口業務
▲ 保険事業（健診など）の実施	

## ○広域連合とはどんな組織○

- ①広域連合は、多様な広域行政需要に適切かつ効率的に対応するため、平成7年6月に地方自治法で制度化された特別地方公共団体で、市町村と同様に議会や監査委員等の行政委員（会）にも設置しています。
- ②長寿（後期高齢者）医療制度では、財政運営の広域化と安定を図るため、都道府県ごとに全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。

※長寿（後期高齢者）医療制度の質問・疑問は各都道府県の後期高齢者医療広域連合までお問い合わせ下さい。

（資料 大阪府後期高齢者医療広域連合から）

# 成年後見制度とは

成年後見制度は、知的障害者・精神障害者や認知症高齢者などについて、法律行為を行うための、判断力などが不十分と思われるときに、それを補うための制度です。

## 任意後見制度

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、自分の判断能力が不十分になったときに自分の後見をしてくれる人、“任意後見人”との間で、委任する後見事務の内容を、事前に契約によって決めておく制度を「任意後見制度」といいます。

### ☆任意後見制度

- 1、将来、自分の判断能力が不十分になった場合、自分を代理してもらいたい人“任意代理人”を選んで、その人との間で、どのような行為をしてもらいたいかを決めておく。
- 2、次に任意後見契約の内容が適正かつ有効に締結されることを担保するため、公証役場で公証人にこの契約を公正証書にしてもらいます。  
(任意後見契約は公証人から嘱託で自動的に登記される。)
- 3、精神上的障害により任意後見契約を結んでいた本人の判断能力が不十分な状況になった時には、本人・配偶者四親等以内の親族または任意後見受任者の申立てにより家庭裁判所が、任意後見監督人を選任します。



(図表 2006年8月31日 読売新聞より抜粋)

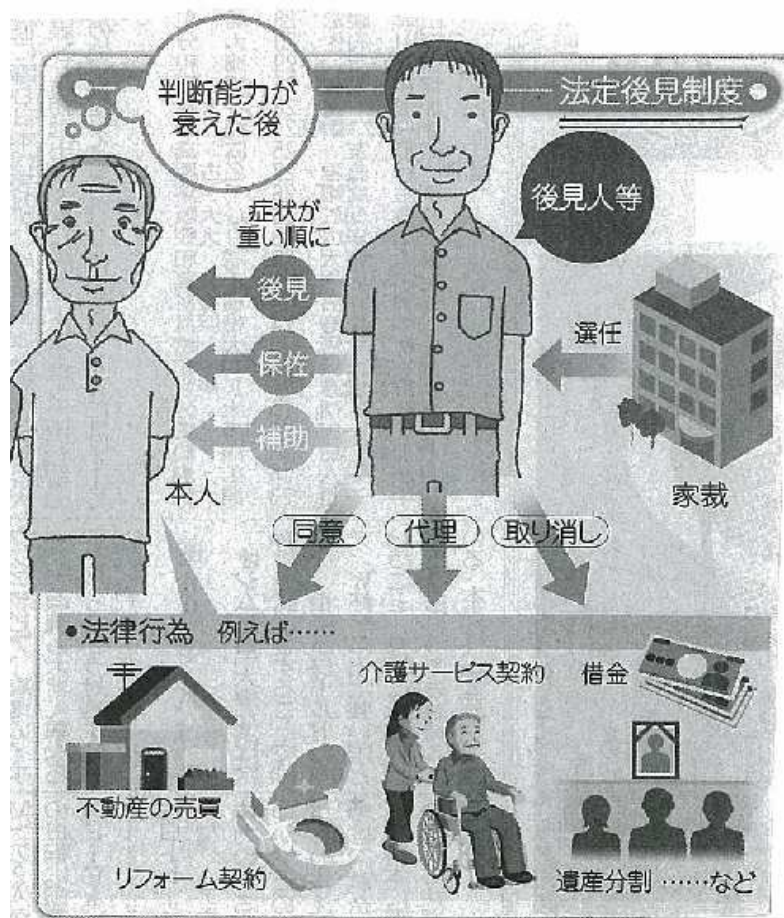
### — 留意事項 —

- 家庭裁判所が本人の判断能力が不十分になったと認めて、任意後見監督人を選任したときから、効力が発生します。
- 自己決定の尊重の観点から、本人がその意思を表示できないときを除いて、本人の申立てまたは同意を条件として、家庭裁判所に申立てることができます。

# 法定後見制度

法定後見制度とは、判断能力が不十分な状態になったとき、主として本人や家族の申立てにより、家庭裁判所が本人の精神能力を鑑定した上で、適切と思われる成年後見人等を選任する制度です。その内容・権限等は法律で定められています。

法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、補助・保佐・成年後見の3種類があります。



## ☆補助・補佐・後見の対象

### —「補助」—

取引行為の高度な判断を要する法律行為に関する判断能力が欠けているため、特定の法律行為について具体的に必要な範囲で保護・支援を受ける必要がある人。

### —「保佐」—

加齢や精神上的の障害により、判断能力が全般的に著しく不十分で、自己の重要な財産の管理などについて常に援助が必要な人。

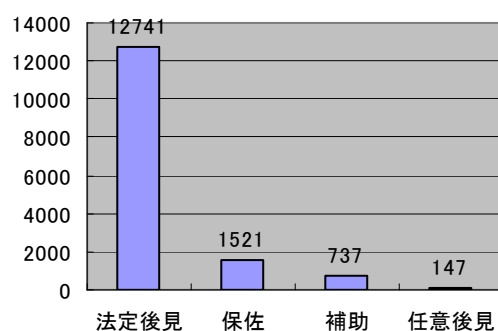
### —「後見」—

常に判断能力がないような状態で、日常的な買い物なども他人の援助が必要な人。

## お願い

- ①事業の詳細については、市町村・包括支援センター・社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。
- ②利用者の判断能力が不十分と思われるときは、事業所を通じて、親族・市町村と協力し、成年後見制度の利用を図ってください。

平成 14 年 成年後見関係事件申立件数



(財団法人 介護労働安定センター ホームヘルパー2級講座テキストから)

こつ  
骨

そ  
粗

しょう  
鬆

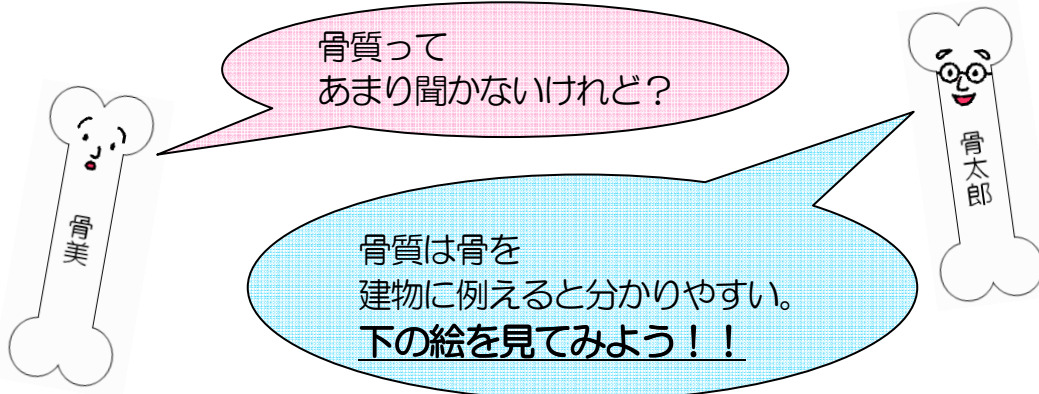
しょう  
症

(骨が脆くなると骨折しやすくなります)

## 1、骨強度

骨強度とは、その名の通り骨の強さのことです。この骨強度は骨粗鬆症に深く関わってきます。

※ 骨強度は、骨密度 + 骨質 で決まるといわれています。



骨密度で分かるのはこれだけ

### ☆ 骨 質 ☆

健康な骨

カルシウム (コンクリート)

コラーゲン (鉄筋)

骨粗鬆症の骨

骨質を左右する要素

(架橋) コラーゲン分子を結合する

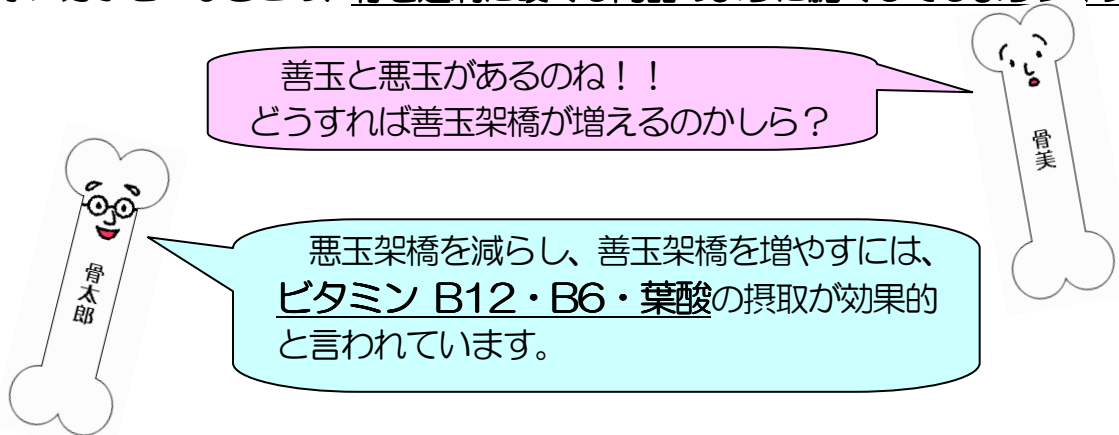
- 健康な骨と骨粗鬆症の骨を比べると、コラーゲンとその結合に大きな違いが見られます。つまり、骨質はコラーゲンとその結合によって左右されると言えます。
- 骨の質を左右するコラーゲンとそれを結合する架橋は、骨粗鬆症を予防する上で非常に重要な要素です。(次のページで架橋について見てみましょう。)

☆ かけはし 架橋 ☆

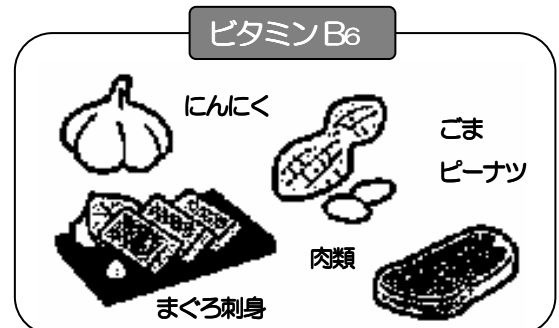
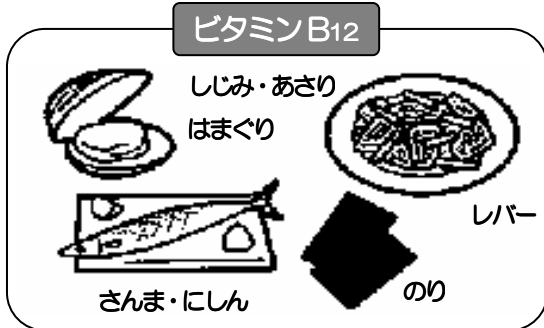
- コラーゲンは、コラーゲン分子が「架橋」という橋渡しで強固に結合されて作られています。
- 架橋には2つのタイプがあります。

**善玉**：秩序正しく分子をつなぎとめ、適度な弾力を保ちながら骨を強くするタイプ

**悪玉**：無秩序に分子をつなぎとめ、骨を過剰に硬くし陶器のように脆くしてしまうタイプ



○骨質を強くするのに効果的な食べ物

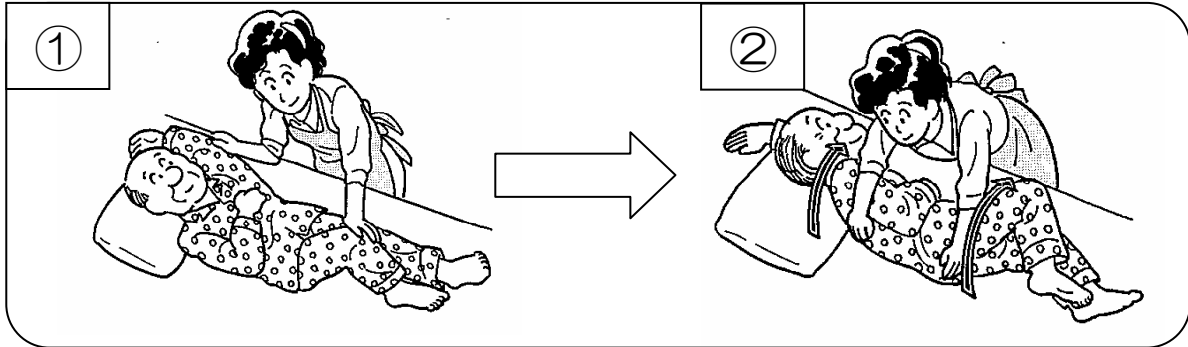


※ お願い  
骨粗鬆症の診断・予防・治療は必ず医師と相談してください。

(平成19年 10月21日 読売新聞 骨粗鬆症より)

# 体位交換

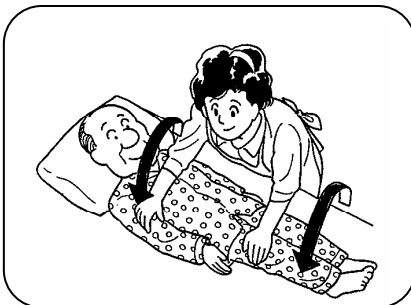
## 仰向き→横向き



① 向けようとする側の手を上げ、反対側の手を胸にのせる。向けようとする側の反対の膝を立てる。

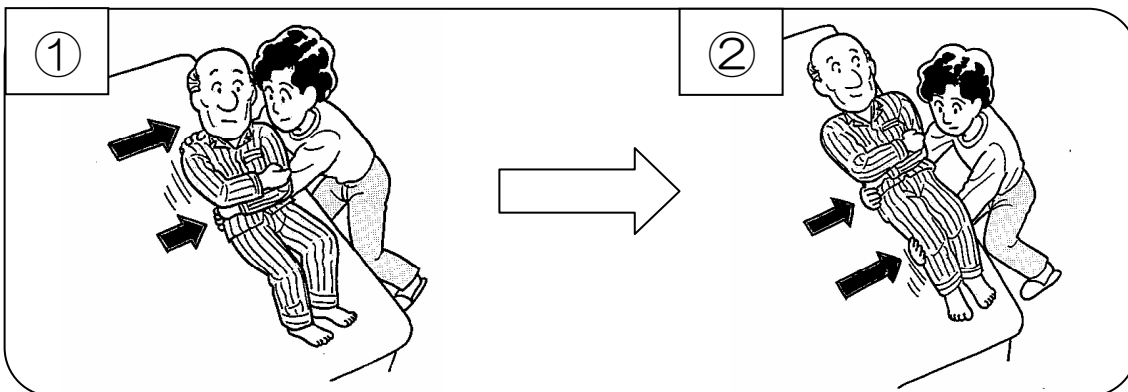
② 肩と腰に手を当て、手前に寝返りさせる。

## 横向き→仰向け



クッションなどをそっとはずし、肩と腰に手を当てて、向こう側へ、肩と腰に手を当てて、向こう側へゆっくりと仰向けにする。

## 横へ寄せる



① 腕を組ませ、膝を立て、一方の手で頭と肩を支え、もう一方の手は腰の下に深く差し入れて、上半身を引き寄せる

② 腰と太ももの下に手を差し入れ、下半身を引き寄せる

# 円満介護

円満な介護には介護者と介護を受ける側、双方の気遣いがとても大切です。  
今回は円満な介護のための10カ条を紹介いたします。

## 円満な介護生活のための10カ条

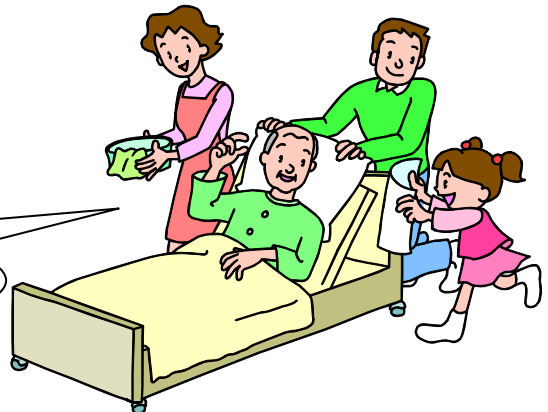
### 家族が介護する時は・・・

- ①介護をしてあげているという姿勢は禁物。いたわりの気持ちを忘れずに
- ②「しっかり」「はやく」など追い立てる言葉は禁物
- ③家族とヘルパーの役割分担を明確に
- ④要介護者の体調を守るために、できることは自分でやるように促す
- ⑤時には家族以外の友人に介護の愚痴を言うのもいい
- ⑥どうしても介護が続けられなくなったらヘルパーや他の家族に任せる

### 介護を受ける時は・・・

- ⑦介護をしてもらって当然という姿勢は禁物。感謝の言葉を忘れずに
- ⑧思ったことをすぐに頼まない。必要なことは2つくらいに絞って
- ⑨必要なことをしてもらえない時は、介護事業所や他の家族に相談
- ⑩どうしても介護者とあわない時は、他の人やサービスを代える

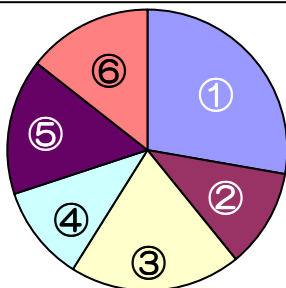
双方で気遣いあって  
円満な介護生活を送りましょう



介護のトラブルは、介護を受ける人、あるいは介護者の対応の問題とされがちですが、本来は、**双方のチームワーク**で成り立たせるもの。  
こまめに対話して、円満な介護生活を心がけたいものです。

(2008年 2月10日 日本経済新聞から)

### 苦情申立ての内容(全国)



- |                  |       |
|------------------|-------|
| ① サービスの質         | (27%) |
| ② 介護スタッフや職員などの態度 | (11%) |
| ③ 管理者の対応         | (19%) |
| ④ 説明・情報の不足       | (11%) |
| ⑤ 具体的な被害・損害      | (15%) |
| ⑥ その他            | (14%) |

2006年度、国民健康保険中央会の資料より

# 《平成19年度 年間事業実施状況報告》

平成19年は各位のご支援・ご協力により実施した事業は下記のとおりです。

## I 介護保険事業者 更新認可（大阪府知事）

平成19年10月11日 認可

## II 訪問介護研修の状況

### ① 研修資料（テキスト）作成・配布

- (1) 「介護職に緩和された処置」
- (2) 福祉介護職員の基本マナー集（基礎編）
- (3) 介護サービスに係る苦情・相談事例集
- (4) 口腔ケア

### ② 社報「エール」の発行（約600部）

定期発行 年4回（10・11・12・13号）

特集号（12号 折込）

内容 { 介護保険申請からサービス開始まで  
介護予防・基本チェックリスト

### ③ 「エール別冊 栄養情報」の発行（約1800部）

定期発行 毎月10日（9～20号）



## III 中高年齢者就業支援セミナー開催

大阪府中小企業団体中央会が中高年齢者を対象として推進している

就職支援セミナーを福祉関係（介護）就職希望者を対象に2回実施しました。

第1回 平成19年 6月13・14・15日 （3日間）受講者 6名

第2回 平成19年10月15・16・18・19日 （4日間）受講者 8名

## IV 訪問介護養成講習 同行訪問研修生受け入れ

短期大学 1校 27名

社団法人 2団体 60名

個別実習 8名

## V シニアワークプログラム事業

シニアの方を対象とする就業支援セミナーへの実技実習・講師派遣等の事業協力を実施しました。

社団法人 2団体 40名

（内容）

- ①ハウスクリーニング
- ②人権と個人情報保護 等

## マナー（挨拶）

あ・・・あなたに（暖かい目線と言葉で挨拶しましょう）

い・・・いつでも（気分によって変わらないように挨拶しましょう）

さ・・・さきに（自ら率先して挨拶しましょう）

つ・・・つかして（笑顔を追加して挨拶しましょう）

### 日ごろ人と接していて気になること

○挨拶の出来ない人が増えている。  
(53.0%)

○目上の人や初対面の人に丁寧な  
言葉遣いができない人が増えている。  
(47.7%)

2006年 5月13・14日調査 読売新聞

## ○ 頭の体操 ○

□に1桁の数字をいれて式を完成させましょう。

①  $\square + \square = 8$

②  $\square - \square + \square = 3$

③  $\square - \square \times \square = 2$

④  $\square + \square \div \square = 6$

⑤  $\square - \square \div \square = 1$

正解は1つではありません。  
色々なパターンを考えてみましょう。  
脳の活性化になりますよ！！



## 編集後記

気がつけばすっかり春の陽気になってきましたね。

花粉症が心配な季節ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

今回の社報「エール」では、今年4月から始まる「**長寿（後期高齢者）医療制度**」について特集しております。皆様の、ご参考になれば幸いです。

今後も社報「エール」並びに「エール別冊 栄養情報」をよろしく願いいたします。

ご意見・ご要望がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

発行・編集

有限会社 ルミエールケアサービス

〒540-0012 大阪市中央区谷町3丁目1番11号

大晋ビル3階 303号

TEL 06-6949-3729

FAX 06-6949-3776

URL <http://www.lumiere-care.com/>

E-mail [lcs3105@chive.ocn.ne.jp](mailto:lcs3105@chive.ocn.ne.jp)